



広報

No.490



HOKKAIDO JAPAN

6

JUNE 2011

Public Relations Magazine



中学校体育大会 スローガン「獅子奮迅」 5月28日

- 東日本大震災について
- 産業後継者等の各種助成のお知らせ
- 農業生産法人設立支援金について
- ローズガーデン6月25日 (土) 9時オープン

東日本大震災について

震災から3ヶ月が経ちました。被災地では、大変な苦勞を抱えながら復興に向けての作業が行われています。

震災直後、本町では早速支援物資の調達を始め、発災から1週間後には、岩手県庁と協議のうえ、当時被害の大きかった陸前高田市へ届けました。

復旧作業等で非常にご多忙を極めご心痛も癒えないなか、陸前高田市長からお礼状が届きましたので、抜粋してお知らせします。

また、町民の皆さま方から寄せられました、食料品や学用品などの多くの支援物資は、北海道を経由しまして被災地へ届けられました。

さらには、各団体・町内や個人の皆様からの義援金は、各施設に設置いたしました義援金募金箱と合わせまして総額で計2,952,816円にもなり、(5月末現在)日本赤十字社へ送金済みです。

皆様の温かいご支援に心からお礼申し上げますとともに、この義援金の受付は9月末日まで行っておりますので、引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。



御礼状

今回の東日本大震災により、本市では多くの尊い生命や貴重な財産を失うとともに、市街地をはじめ市内各地で破壊的な被害を被り、多くの市民が避難所などに身を寄せ不自由な生活を余儀なくさせております。

こうした中、いち早く支援の手を差し伸べていただきましたことは、大変ありがたく、心から深く感謝申し上げます。

(途中省略)

今回のご支援に改めて感謝申し上げますとともに皆様のご多幸をご祈念申し上げます。御礼とさせていただきます。

平成二十三年四月

岩手県陸前高田市 市長 戸羽 太

避難されている皆様へのお願

避難先をお知らせください

北海道では、被災等により道内に避難された方の把握を行い、避難者に対する適切な情報提供や暮らしの支援を行うため、避難者サポート登録制度「ふるさとネット」を行っています。

避難先の市区町村へ、ご自身の情報をご提供いただくことにより、避難前にお住まいの県や市区町村から、様々なお知らせをお届けできます。

登録方法

個人情報の取扱に同意いただき、「ふるさとネット申込書」に必要事項を記載の上、避難先市町村に提出・送付ください。

登録したら

- ・生活情報の提供
- ・出身県、地方に関する情報の提供 (メール・FAX・郵送など)
- ・教育、福祉、医療に関する相談受付
- ・出身地域者との交流の促進

お問い合わせ

総務課総務グループ

33-2111 (内線31)

国民年金

◎ 学生納付特例制度 ◎

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。また夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までです。



◎ 学生納付特例申請制度の簡素化について◎

学生納付特例制度により、平成22年度に保険料納付を猶予されている方で、平成23年度も引き続き在学予定の方へ、3月下旬に基礎年金番号等の印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されています。

同一の学校に在学する場合は、このハガキに必要最小限の記載事項を記入するだけで申請ができます。この場合は、在学証明書又は、学生証は不要です。

なお、初めて学生納付特例の申請をする方は、従来どおり在学証明等が必要です。

また、平成23年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付いたしますので、お手数ですが砂川年金事務所（0125-52-2144）にご連絡ください。



予防接種の日程変更

7月19日～26日まで診療所がお休みのため、7月21日（木）の予防接種を以下のとおり変更いたします。

7月21日（木）



7月14日（木）9:00～11:30

13:30～16:30

7月16日（土）9:00～11:30

※ポリオは、14日（木）と16日（土）の両方で受けることができます。

野良猫にエサを与えることはやめましょう！

野良猫にエサを与えると飼い主と見なされます。

最近、猫に関する苦情が多く役場に届いています。

飼い猫でもないのに、エサを与えているため、複数の野良猫が集まってきて、近所に糞や尿を撒き散らしている状況です。野良猫にエサを与えた場合、飼い主とみなされ、飼養責任が発生します。

エサを与えるだけという中途半端な育て方により他人に迷惑がかかります。

エサを与えるなら、しつけや繁殖制限をするなど終生責任を持って飼養してください。



平成23年度 国民健康保険料 保険料率が決定しました！！

6月に郵送される納入通知書でご確認を・・

平成23年度の国民健康保険の保険料率が次のとおり決定しました。

保険料は、1年間に予想される医療費等から国や道及び町などの負担分を差し引いた額を国保加入者で負担するもので、保険料率は医療費の状況や国保加入者の所得状況により見直しを行っています。

また、40歳から64歳までの方は、医療給付費分と後期支援分のほかに介護納付金も合わせて納めていただきます。なお、**政令の基準が改定されたことにより、医療給付費の限度額が50万円から51万円、後期支援金の限度額が13万円から14万円、介護納付金の限度額が10万円から12万円に変わりました。**

国民健康保険は、私たちが生活をしていく中でなくてはならない制度ですので、保険料は必ず納期までに納めてください。

平成23年度 国民健康保険料率

区分	医療給付費分	後期支援金分	介護納付金分	内容
所得割	5.92%	1.73%	1.18%	世帯の所得に応じて計算
資産割	31.65%	9.26%	6.76%	世帯の土地・家屋の固定資産税に応じて計算
均等割	28,500円	8,300円	8,800円	世帯の加入者数に応じて計算（1人当たり）
平等割	16,300円	4,800円	3,700円	世帯にかかる額（1世帯当たり）
限度額	510,000円	140,000円	120,000円	1世帯当たりの保険料限度額

※世帯の合計所得金額が一定額以下の場合、均等割と平等割に軽減措置（2割・5割・7割軽減）があります。

2割・5割・7割軽減

区分	軽減判定基準	申請
2割軽減	世帯全員の所得が（33万円+35万円×被保険者数）以下	不要
5割軽減	世帯全員の所得が（33万円+24万5千円×世帯主を除く被保険者数）以下	不要
7割軽減	世帯全員の所得が33万円以下	不要

世帯に国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行する方がいる場合、国民健康保険料が下記のとおり軽減されることがあります。

①国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行することにより、世帯の国保被保険者が1人となる方は、平等割を5年間半額にします。

②すでに国民健康保険料の軽減を受けている世帯は、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行することにより、国保被保険者が減少しても、5年間は移行前と同様の経過措置を受けることが出来ます。

※国保加入者の異動等があると軽減対象外になる場合があります。

◆お問い合わせ 住民課住民福祉グループまたは
総務課総務グループ まで （電話 33-2111）

総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ道北） から『地デジ』に関する重要なお知らせです。

現在のアナログ放送は **7月24日** で放送は **終了いたします。**

デジサポ道北では、6月15日から8月26日まで「地デジ」に関するご相談・お問い合わせについてご要望があれば、ご自宅にお伺いして無料の「地デジ」相談を実施致します。

【開催日時】 6月15日～8月26日 午前10時～午後5時
(休日) ※6月と8月は(土、日曜日)・7月は(毎週金曜日)

詳しいお問い合わせ先

総務省テレビ受信者支援センター または 秩父別町役場企画課
0166-30-0101 33-2111 (内線71・72)
(平日9:00～21:00、土日・祝日9:00～18:00)



●頼んでいないことに対する請求や、覚えのない請求は、はっきりと断る。
●絶対に部屋に上がらせない。
●訪問者の名前や連絡先などを聞いてメモし、身分証明書の提示を求める。
●一人で判断せず、ご家族、信頼できる近くの電器店、デジサポ等に相談する。

被害にあわない
ためには？

テレビの調査会社やアンテナ工事業者を装って、地上デジタル放送を受信するための費用を不正に請求したり工事の勧誘を行うなどする悪質商法です。



地デジ詐欺

にご注意ください！

不法滞在・不法就労防止に関するお願い

全国における来日外国人による犯罪の検挙は、過去数年減少傾向にあります。

しかし、北海道における平成22年の来日外国人犯罪検挙は、平成21年に比べて増加しています。

その中で、在留資格を不正に取得して不法就労を行い、北海道においても暴力団と来日外国人などによる犯罪が深刻化しています。

地域の安全を守るためには、警察や関係機関のみならず、町民の皆さんの御協力が欠かせません。

どんなささいなことでもかまいませんので、「おかしいな？」と思ったら警察に通報してください。

皆様の御理解と御協力をお願いいたします。



お問い合わせ先 深川警察署 0164-23-0110

産業後継者等の各種助成のお知らせ

○産業後継者新規就業支援事業

町内で農業・商工業などを営む者の後継者が、その自営業などに新たに就業する際、良好な経営を助長し経営の継続発展を図るため支援金を交付します。

◆対象者

※次の全てに該当する方

- ・秩父別町に住所を有すること。
- ・公租公課に滞納がないこと。
- ・自営業の経営を引き継いで経営者となる意志を有し、同時に申請時の経営者がその意志を認める者であること。
- ・申請時に対象となる自営業などに従事していること。
- ・支援金の交付決定の日から3年以上秩父別町に住所を有し、対象となった自営業などに従事すること。



◆支援金の額

- ・自営業など1経営体につき交付対象者1人とし、**20万円**

◆必要書類

- ・住民票謄本、公租公課の滞納の無い証明書
- ・定住誓約書、経営継承および経営継承承諾書（様式は役場産業課にあります。）他

○産業後継者結婚祝金

町産業後継者育成推進協議会では、産業後継者の育成及び研修、花嫁対策に取り組んでいますが、本町の産業後継者が結婚した場合、結婚祝い金を交付しています。

◆結婚祝金の額 1万円

【実施主体：産業後継者育成推進協議会（事務局 産業課産業グループ）】



○秩父別町農業後継者奨学金貸付事業

秩父別町の農業経営の安定と優れた農業後継者を育成・確保するため、農業関係高等学校または大学等に在学する者に必要な貸金（奨学金）を貸付します。

◆対象者

- ・農業高等学校・農業大学校・農業関係大学などに在する学生で、卒業後秩父別町で農業経営の担い手になろうとする者。

◆貸付額

- ・高等学校に在学する者 月額10,000円
- ・大学校等に在学する者 月額30,000円

◆貸付期間

- ・正規卒業または終了の最短期間（ただし、高等学校と大学校の通算して貸付は行わない。）

◆必要書類

- ・申請書、家庭状況調査（様式は役場産業課にあります）
- ・在学証明書
- ・連帯保証人の源泉徴収票の写しまたは所得証明書
- ・戸籍謄本、住民抄本（秩父別町に住所を有しない者）

◆貸付金の償還免除

- ・卒業後、引き続き秩父別町で5年間農業経営に従事したときは貸付金の債務を免除します。

